



目 次	ページ
規 則	
◎高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	1
◎高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○漁港の指定 (漁港漁場課)	2
○地籍調査の事業計画の一部変更 (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (4件) (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (2件) (")	3
○車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定 (")	3
○車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び当該道路の通行方法の定め (")	4
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部改正 (11・19掲示)	5
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿登録の被登録資格の決定の基準となる日等の定め (")	5
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧に供する期間の定め (")	5
○衆議院比例代表選出議員選挙における高知市の区域の開票区の定め (")	5
○衆議院比例代表選出議員選挙におけるいの町の区域の開票区の定め (")	6
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙の候補者がポスターの掲示を開始することができる日の定め (")	6
高知県人事委員会規則	
◎住居手当に関する規則の一部を改正する規則	6
◎単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	6

入札公告	
○一般競争入札(デスクトップパソコン一式の借入れ)の公告 (建設管理課)	6
落札公告	
○落札者等の公告 (港湾・海岸課)	7
正 誤	
○正誤(平24・7・20付け 目録)	9

規 則

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第85号
高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
高知県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成16年高知県規則第6号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「第12条第2項」を「第13条第2項」に改める。
第4条第1項中「受けることのできる」を「受けることができる」に改める。
第5条第2項第4号中「対応できない」を「対応することができない」に改める。
第6条第1項中「林業・木材産業改善資金借入申込書に前条第4項の規定により交付を受けた林業・木材産業改善資金貸付資格認定書の写しを添えて」を「林業・木材産業改善資金借入申込書を」に改める。
第14条第1項中「達成できない」を「達成することができない」に改める。
別記第1号様式中
「(添付書類)」
1 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第7条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項の規定に基づく林業経営改善計画の認定書の写し
2 林業労働力の確保の促進に関する法律施行令第3条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく改善措置についての計画の認定書の写し
3 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第12条第2項に規定する資金を調達方法

とする場合は、同法第4条第1項の規定に基づく農工商等連携事業計画の認定書の写し
4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項の規定に基づく生産製造連携事業計画の認定書の写し
5 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第10条第1項の規定に基づく木材製造高度化計画の認定書の写し
6 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第10条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第5条第1項の規定に基づく総合化事業計画の認定書の写し
を
「(添付書類)」
1 貸付資格の認定を申請する日の前日までに納期限の到来した県税について滞納がない旨の証明書
2 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第7条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項の規定に基づく林業経営改善計画の認定書の写し
3 林業労働力の確保の促進に関する法律施行令第3条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく改善措置についての計画の認定書の写し
4 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第13条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項の規定に基づく農工商等連携事業計画の認定書の写し
5 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項の規定に基づく生産製造連携事業計画の認定書の写し
6 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第10条第1項の規定に基づく木材製造高度化計画の認定書の写し
7 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第10条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第5条第1項の規定に基づく総合化事業計画の認定書の写し
」

に改める。
 別記第3号様式中
 「（添付書類）
 林業・木材産業改善資金貸付資格認定書の写し
 」
 を削る。
 別記第7号様式中「収入証紙はり付け箇所」を「収入印紙貼り
 付け箇所」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県林業・木材産業改善資金貸付規則別記様式は、この規則による改正後の高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第86号

高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

高知県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

 告 示

高知県告示第714号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第2項及び第10項の規定により、次のとおり漁港を指定する。

平成24年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 漁港の名称
田ノ浦漁港
- 2 漁港の種類
第二種漁港
- 3 漁港の所在地
宿毛市小筑紫町田ノ浦
- 4 漁港の区域
(1) 水域
次のア点からエ点までを順次に直線で結んだ線及び陸岸に

より囲まれた海面

- ア点 北緯32度54分25秒9866、東経132度42分59秒8622
- イ点 北緯32度54分23秒4632、東経132度42分45秒8209
- ウ点 北緯32度54分40秒4650、東経132度42分41秒5265
- エ点 北緯32度54分42秒7614、東経132度42分54秒3048

(2) 陸域

(1)のウ点及びエ点並びに次のオ点からケ点までを順次に直線で結んだ線、次のケ点並びに(1)のア点及びイ点を直線で結んだ線並びに水際線により囲まれた地域

- オ点 北緯32度54分39秒9415、東経132度42分54秒6661
- カ点 北緯32度54分39秒0600、東経132度42分58秒0038
- キ点 北緯32度54分40秒1344、東経132度43分03秒6397
- ク点 北緯32度54分35秒5520、東経132度43分06秒7988
- ケ点 北緯32度54分31秒5317、東経132度43分07秒6339

高知県告示第715号

平成24年5月高知県告示第326号で告示した平成24年度における地籍調査の事業計画の定めの一部を変更したので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定により次のとおり告示する。

平成24年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

区分	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
変更前	香南市	香南市夜須町手結山及び夜須町出口の各一部	平成24年度中
変更後		香南市夜須町手結山、夜須町出口及び夜須町西山の各一部	
変更前	北川村	安芸郡北川村平鍋、ニタ又及び柏木の各一部	〃
変更後		安芸郡北川村平鍋、ニタ又、柏木及び島の各一部	
変更前	四万十町	高岡郡四万十町若井川、若井及び高野の各一部	〃
変更後		高岡郡四万十町若井川、若井、高野、天ノ川及び家地川の各一部	

高知県告示第716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年11月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 川之江大豊
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町川口字ヒガシクリノタニ1754番5地先から長岡郡大豊町川口字イモリ1909番1まで	前	A	3.4 } 1,430 9.0
		B	4.4 } 120 6.6
	後	C	9.5 } 480 20.0
長岡郡大豊町川口字ヒガシクリノタニ1754番5地先から長岡郡大豊町川口字イモリ1904番1まで	後		9.5 } 480 20.0

高知県告示第717号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年11月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興津窪川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町数神字岡ノ前1265番1から 高岡郡四万十町数神字三代地717番1まで	前	11.4 }	158
	後	14.2	
高岡郡四万十町数神字三代地717番1まで	後	10.6 }	158
		14.0	

高知県告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年11月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村名越屋字片山911番2から 高岡郡日高村名越屋字片山915番1まで	前	3.2 }	35
	後	5.8	
高岡郡日高村名越屋字片山915番1まで	後	6.5 }	35
		12.7	
高岡郡日高村名越屋字セノウラ1605番2から	前	3.5 }	60
		7.7	

高岡郡日高村名越屋字セノウラ1609番2まで	後	6.8 }	60
		23.1	

高知県告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年11月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町大野見下ル川272番1から 高岡郡中土佐町大野見下ル川278番1まで	前	3.0 }	144
		15.2	
高岡郡中土佐町大野見下ル川272番1から 高岡郡中土佐町大野見下ル川278番1まで	後	A 3.9 }	144
		50.1	
高岡郡中土佐町大野見下ル川277番から 高岡郡中土佐町大野見下ル川278番1地先まで	後	B 4.0 }	167
		16.2	

高知県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年11月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興津窪川

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町数神字岡ノ前1265番1から 高岡郡四万十町数神字三代地717番1まで	158	平成24年11月30日

高知県告示第721号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年11月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈比賀川北
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市川北字砥谷甲3215番地先から 安芸市川北字井神甲5858番1まで	65	平成24年11月30日

高知県告示第722号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じて最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成24年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道四万十町東インター	高岡郡四万十町影野字薮ヶ谷山716番3から 高岡郡四万十町影野字岡屋敷557番1まで

2 指定する期日
平成24年11月30日

高知県告示第723号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成24年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道四万十町東インター	高岡郡四万十町影野字藪ヶ谷山716番3から 高岡郡四万十町影野字岡屋敷557番1まで

2 指定する期日
平成24年11月30日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上及び縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上及び縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成24年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成24年9月25日 24高須土第704号	(第1工区) 須崎市神田字新町屋敷2485番1ほか	香川県高松市円座町1001番地 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第67号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年11月19日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

1 病院の表中

「 島本病院	高知市帯屋町二丁目6番3号 」
-----------	--------------------

を削り、「高知市愛宕町一丁目4番13号」を「高知市愛宕町一丁目1番13号」に、「高知市上町五丁目6番41号」を「高知市上町四丁目7番20号」に改め、

「 山崎外科整形外科病院	高岡郡越知町越知甲2107番地1 」
-----------------	-----------------------

及び

「 出口病院	幡多郡黒潮町出口字風呂ヶ谷2070番地 」
-----------	--------------------------

を削り、「老人保健施設リゾートヒルやわらぎ」を「介護老人保健施設リゾートヒルやわらぎ」に改める。

2 老人ホームの表中「特別養護老人ホームグランボヌールぬのしだ」を「介護老人福祉施設グランボヌール」に改め、

「 幡多広域市町村圏事務組合立特別養護老人ホームかわせみ	四万十市西土佐用井1110番地1 」
---------------------------------	-----------------------

を削る。

高知県選挙管理委員会告示第68号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成24年12月16日に行う予定の衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿登録の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成24年11月19日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成24年12月3日。ただし、年齢については、平成24年12月16日。
- 2 登録を行う日
平成24年12月3日
- 3 縦覧に供する期間
平成24年12月4日

高知県選挙管理委員会告示第69号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、平成24年12月16日に行う予定の衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成24年11月19日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

縦覧に供する期間

平成24年12月4日

高知県選挙管理委員会告示第70号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定に基づき、平成24年12月16日に行う予定の衆議院比例代表選出議員選挙において、高知市の区域を分けて2開票区を次のとおり定めた。

平成24年11月19日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 高知市第1区開票区
上町一丁目、上町二丁目、上町三丁目、上町四丁目、上町五丁目、本丁筋、水通町、通町、唐人町、与力町、鷹匠町一丁目、鷹匠町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、升形、帯屋町一丁目、帯屋町二丁目、追手筋一丁目、追手筋二丁目、廿代町、永国寺町、丸ノ内一丁目、丸ノ内二丁目、中の島、九反田、菜園場町、農人町、城見町、堺町、南はりまや町一丁目、南はりまや町二丁目、弘化台、桜井町一丁目、桜井町二丁目、はりまや町一丁目、はりまや町二丁目、はりまや町三丁目、宝永町、弥生町、丸池町、小倉町、東雲町、日の出町、知寄町一丁目、知寄町二丁目、知寄町三丁目、青柳町、稲荷町、若松町、高樋、杉井流、北金田、南金田、札場、南御座、北御座、南川添、北川添、北久保、南久保、海老ノ丸、中宝永町、南宝永町、二葉町、入明町、洞ヶ

島町、寿町、中水道、幸町、伊勢崎町、相模町、吉田町、愛宕町一丁目、愛宕町二丁目、愛宕町三丁目、愛宕町四丁目、大川筋一丁目、大川筋二丁目、駅前町、相生町、江陽町、北本町一丁目、北本町二丁目、北本町三丁目、北本町四丁目、栄田町一丁目、栄田町二丁目、栄田町三丁目、新本町一丁目、新本町二丁目、昭和町、和泉町、塩田町、比島町一丁目、比島町二丁目、比島町三丁目、比島町四丁目、井口町、平和町、三ノ丸、宮前町、西町、大膳町、山ノ端町、桜馬場、城北町、北八反町、宝町、小津町、越前町一丁目、越前町二丁目、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、八反町一丁目、八反町二丁目、東城山町、城山町、東石立町、石立町、玉水町、縄手町、鏡川町、下島町、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、赤石町、中須賀町、旭駅前町、元町、南元町、旭上町、水源町、本宮町、上本宮町、大谷、岩ヶ淵、鳥越、塚ノ原、西塚ノ原、長尾山町、旭天神町、佐々木町、北端町、山手町、横内、口細山、尾立、蓮台、福井町、福井扇町、福井東町、土居町、役知町、潮新町一丁目、潮新町二丁目、仲田町、北新田町、新田町、南新田町、梅ノ辻、棧橋通一丁目、棧橋通二丁目、棧橋通三丁目、棧橋通四丁目、棧橋通五丁目、棧橋通六丁目、天神町、筆山町、塩屋崎町一丁目、塩屋崎町二丁目、百石町一丁目、百石町二丁目、百石町三丁目、百石町四丁目、南ノ丸町、南竹島町、竹島町、北竹島町、北高見町、高見町、六泉寺町、孕東町、孕西町、深谷町、南中山、北中山、幸崎、小石木町、大原町、河ノ瀬町、南河ノ瀬町、萩町一丁目、萩町二丁目、高須、葛島一丁目、葛島二丁目、葛島三丁目、葛島四丁目、高須新町一丁目、高須新町二丁目、高須新町三丁目、高須新町四丁目、高須砂地、高須本町、高須新木、高須一丁目、高須二丁目、高須三丁目、高須東町、高須西町、高須絶海、高須大谷、高須大島、布師田、一宮、一宮しなね一丁目、一宮しなね二丁目、一宮東町一丁目、一宮東町二丁目、一宮東町三丁目、一宮東町四丁目、一宮東町五丁目、一宮徳谷、一宮中町一丁目、一宮中町二丁目、一宮中町三丁目、一宮南町一丁目、一宮南町二丁目、一宮西町一丁目、一宮西町二丁目、一宮西町三丁目、一宮西町四丁目、薊野、薊野北町一丁目、薊野北町二丁目、薊野北町三丁目、薊野北町四丁目、薊野東町、薊野中町、薊野南町、薊野西町一丁目、薊野西町二丁目、薊野西町三丁目、重倉、久礼野、愛宕山、前里、東秦泉寺、中秦泉寺、三園町、西秦泉寺、北秦泉寺、宇津野、三谷、七ツ淵、加賀野井一丁目、加賀野井二丁目、愛宕山南町、秦南町一丁目、秦南町二丁目、東久万、中久万、西久万、南久万、万々、中万々、南万々、柴巻、円行寺、一ツ橋町一丁目、一ツ橋町二丁目、みづき一丁目、みづき二丁目、みづき三丁目、みづき山、朝倉甲、朝倉乙、朝倉丙、朝倉丁、朝倉戊、朝倉己、宗安寺、行川、針原、上里、領家、唐岩、曙町一丁目、曙町二丁目、朝倉本町一丁目、朝倉本町二丁目、若草町、若草南町、鶉来巢、槇山町、針木東町、大谷公園

町、朝倉南町、朝倉横町、朝倉東町、朝倉西町一丁目、朝倉西町二丁目、針木北一丁目、針木北二丁目、針木本町、針木南、針木西、鴨部、神田、鴨部高町、鴨部上町、鴨部一丁目、鴨部二丁目、鴨部三丁目、大津甲及び大津乙

2 高知市第2区開票区

高知市第1区開票区に属しない区域

高知県選挙管理委員会告示第71号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定に基づき、平成24年12月16日に行う予定の衆議院比例代表選出議員選挙において、いの町の区域を分けて2開票区を次のとおり定めた。

平成24年11月19日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

1 いの町第2区開票区

足谷、越裏門、大森、葛原、桑瀬、高藪、寺川、戸中、長沢、中野川及び脇ノ山

2 いの町第3区開票区

いの町第2区開票区に属しない区域

高知県選挙管理委員会告示第72号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定に基づき、衆議院高知県小選挙区選出議員選挙の候補者がポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の2及び第5号のポスターの掲示を開始することができる日を次のとおり定めた。

平成24年11月19日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

衆議院議員総選挙の期日の公示がされる日

人事委員会規則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月30日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第30号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年高知県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「当該適用、」を「当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年高知県条例第1号）第2条第1項の規定による派遣若しくは」に、「職員又は」を「職員、」に、「採用をされた」を「採用をされた職員又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年高知県条例第41号）第1条の2第1号の規定による休職から復職した」に、「又は採用」を「、採用又は復職」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月30日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第31号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成2年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年高知県条例第1号）第2条第1項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「復帰したこと又は」を「復帰したこと、」に、「採用をされた」を「採用をされたこと又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年高知県条例第41号）第1条の2第1号の規定による休職から復職した」に改め、同項第8号中「その他」を「前各号に掲げる職員のほか、」に改める。

別記第1号様式（1号紙）裏面中「受けることとなった者、」を「受けることとなった者、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定による派遣若しくは」に、「復帰した者又は」を「復帰した者、」に、「採用をされた」を「採用をされた者又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例第1条の2第1号の規定による休職から復職した」に、「又は「採用」を「、「採用」又は「復職」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量
デスクトップパソコン一式 216組

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成25年3月1日から平成30年2月28日まで

(4) 納入期限

<p>平成25年2月28日</p> <p>(5) 納入場所 入札説明書による。</p> <p>(6) 入札方法 ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行った者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停等の調整に係る調停の申立てを行った者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者のいずれにも該当しない者であること。 (3) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。 (4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。 (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p>	<p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県土木部建設管理課設計基準担当 電話番号088-823-9826</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成24年11月30日（金）から同年12月17日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所です。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成25年1月9日（水）午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成25年1月8日（火）午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁地下 臨時会議室</p> <p>4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成24年12月17日午後4時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 (4) 入札の無効 この入札公告に係る入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (5) 落札者の決定方法 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。 (6) 手続における交渉の有無 無 (7) 契約書作成の要否</p>	<p>要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(3)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成24年12月10日（月）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Details of items to be leased: Desktop PC 216 set (2) Deadline for tender (by hand) : 10:00 A.M. on Wednesday 9 January 2013 (3) Deadline for tender (by registered mail) : 4:00 P.M. on Tuesday 8 January 2013 (4) Contact: Construction Management Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9826</p> <p>----- 落 札 公 告 -----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成24年11月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 落札に係る借入物品の名称及び数量 リーチスタッカ 1台 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県土木部港湾・海岸課 高知市丸ノ内一丁目2番20号 3 落札者を決定した日 平成24年11月14日 4 落札者の氏名及び住所 日通商事株式会社高知営業所 高知市南竹島町51-8</p>
---	--	--

- 5 落札金額
月額 702,450円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成24年10月5日

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平24・7・20	9458付録	目録	2	左 (19)	県営土地改良事業の計画の定め " <u>1</u>	県営土地改良事業の定め " <u>..</u>